第５　年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令の一部改正

障害年金生活者支援給付金及び遺族年金生活者支援給付金の支給に係る所得の額の計算方法について、第１の１に準じた改正を行う。（第十条第二項第一号関係）

第６　国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正

老齢福祉年金の支給停止に係る場合の所得の額の計算方法について、第１の１に準じた改正を行う。（第五十二条第二項関係）

第７　施行期日等

１　この政令は、令和八年四月一日から施行する。（附則第一条関係）

２　この政令の施行に関し必要な経過措置を定める。（附則第二条～第七条関係）

◇国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令

（政令第三百五十六号）（警察庁）

１　財産の凍結等に関する規定の整備

(1)　大量破壊兵器関連計画等関係者の財産の凍結等の措置をとるべきこととしている政令で定める国際連合安全保障理事会決議に同理事会決議第千七百三十七号等を追加し、同理事会決議第二千二百三十一号を削除する。（第二条関係）

(2)　公告大量破壊兵器関連計画等関係者に係る規制対象財産の処分等の許可の要件である大量破壊兵器等の開発等のために使用されるおそれがないことにつき、当該大量破壊兵器等の開発等に関する規定における公告大量破壊兵器関連計画等関係者の区分のうち、イランによる核兵器等の開発等が当該大量破壊兵器等の開発等に該当することとなる公告大量破壊兵器関連計画等関係者の区分に同理事会決議第千七百三十七号等によりその財産の凍結等の措置をとるべきこととされている者を追加し、同理事会決議第二千二百三十一号によりその財産の凍結等の措置をとるべきこととされている者を削除する。（第八条関係）

２　施行期日等

(1)　この政令は、公布の日の翌日から施行する。（附則第一項関係）

(2)　この政令の経過措置について定める。

政　令

港湾法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年十月十七日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第三百五十三号

港湾法施行令の一部を改正する政令

内閣は、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十五条の三の五第一項及び第六十条の三の規定に基づき、この政令を制定する。

港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号）の一部を次のように改正する。

別表第四第二号(9)中「二一一度一五分一、九五〇メートル」を「二九七度三〇分一、九二〇メートル」に改め、同号(12)中「二二六度四五分二、二四〇メートル」を「二二二度四五分三、二一〇メートル」に改め、同号(13)中「三〇三度四五分七、六七〇メートル」を「三〇一度三〇分八、一二〇メートル」に改め、同号(19)中「北緯三四度四九分七秒東経一三六度五六分三六秒）から一八六度三〇分一、五八〇メートル」を「北緯三四度四九分九秒東経一三六度五六分四〇秒）から一八九度一、六六〇メートル」に改め、同号(20)中「一六〇度一、六七〇メートル」を「一六三度三〇分一、七一〇メートル」に改め、同号(38)中「一九六度三〇分八、六五〇メートル」を「一九五度九、一四〇メートル」に改め、同号(41)中「二一一度三〇分八、四八〇メートル」を「二一七度三〇分八、三一〇メートル」に改め、同号(42)中「一四六度四五分三、三〇〇メートル」を「一三九度一五分四、一六〇メートル」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この政令は、令和七年十一月十一日から施行する。ただし、別表第四第二号(19)及び(20)の改正規定は、同月一日から施行する。

（水域の占用の許可等に関する経過措置）

２　この政令の施行の際現にこの政令による改正後の別表第四第二号に規定する伊勢湾に係る緊急確保航路の区域（この政令による改正前の別表第四第二号に規定する伊勢湾に係る緊急確保航路の区域を除く。）内において水域を工作物の設置等により占用している者は、この政令の施行の日から起算して一月を経過する日までの間は、港湾法第五十五条の三の五第二項の許可を受けないで、又は同条第四項において準用する同法第三十七条第三項の規定による協議を行わないでその水域を占用することができる。

（罰則に関する経過措置）

３　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

国土交通大臣　中野　洋昌

内閣総理大臣　石破　茂